

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

平成25年10月16日

栃木県人事委員会委員長 田村 澄夫

本日、人事委員会は、県議会及び県知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

給与関係については、職員給与と民間給与を比較した結果、本年の4月時点で、月例給については職員が民間を僅かに下回っていましたが、その較差は極めて小さいことから、改定を行わないこととしました。また、特別給（ボーナス）については、職員と民間の水準がおおむね均衡していることから、月例給と同様、改定を行わないこととしました。

一方、給与構造改革に伴う経過措置額は、本県の実情等を考慮し、平成26年4月1日から段階的に廃止することとしました。

その他、人事院が国家公務員の給与制度の総合的見直しを行うことを表明したことから、本県の給与制度は国に準じているため、今後の国における見直しの状況や他の都道府県の動向にも留意しながら、今後の給与制度のあり方について検討していくこととしました。

公務運営関係については、公務員倫理の徹底、勤務環境の整備、人材の育成・活用及び雇用と年金の接続について報告しました。

職員においては、東日本大震災からの復興への対応を始め、日々職務に精励しているところですが、引き続き、全体の奉仕者として高い倫理観と使命感を持って、県民の信頼と期待に応えられるよう、県民サービスの向上や県政の推進に努めていただきたいと思います。

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置であり、職員の給与を社会一般の情勢に応じた適正なものとする機能を有しておりますが、本県では、本年7月から特例条例による給与減額措置が行われており、本委員会としては、この措置が終了する平成26年4月以降の職員給与については、給与勧告制度に基づく給与水準が確保されることを強く望むものです。

県民各位におかれましては、人事委員会の給与勧告制度の意義と、職員が行政の各分野においてそれぞれの職務を通じて県民の生活を支えていることについて、十分な御理解をいただきたいと思います。